

労政ちば

No.598
Spring
25th. Mar.2026



千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
☎043-223-2767

CONTENTS

- ・ちば企業人スキルアップセミナー 1
- ・事業主のみなさまへ 障害者の法定雇用率引き上げのご案内..... 2
- ・建設業の事業主の皆さまへ..... 3
- ・高齢者の労働災害防止のための指針 4
- ・治療と就業の両立支援指針..... 5
- ・千葉県労働委員会 令和7年活動状況 6
- ・「生産性向上人材育成支援センター」のご案内 / 各種訓練のご案内（5月以降開催予定コース）...7
- ・九都県市における『働く女性の活躍推進』に向けた取組について..... 8
- ・シルバー人材センター新入会員アンケートから見た シルバー1年生会員の物語..... 10
- ・令和8年度前期技能検定のご案内..... 12

TOPICS

ちば企業人スキルアップセミナー

ちばテク（千葉県立テクノスクール※）では、職業に必要な技能や知識を習得しようとする方を対象に、能力向上などを短期間で目指す「ちば企業人スキルアップセミナー」を開催しています。

3・4月にお申込みいただけるセミナーは下記のとおりです。皆様のお申し込みをお待ちしております。

※令和6年4月1日から校名が「千葉県立高等技術専門学校」から「千葉県立テクノスクール」に変わりました。

コース名	実施日程	募集期間	定員	実施校
第二種電気工事士(上期)学科試験対策	5/7(木)・8(金)・12(火)・13(水)	3/6(金)～4/9(木)	15	市原
第二種電気工事士(上期)学科試験対策	5/7(木)・13(水)・20(水)	3/6(金)～4/9(木)	15	船橋
(安全衛生特別教育)アーク溶接特別教育	6/1(月)・2(火)・3(水)・4(木)	4/1(水)～5/7(木)	10	船橋
AutoCADの基礎(操作編)	6/2(火)・3(水)	4/2(木)～5/7(木)	10	船橋
機械製図 基礎編(機械製図の読み方・描きかた)	6/11(木)・12(金)	4/10(金)～5/14(木)	10	船橋
リフォーム工事(フローリングの張り方)	6/20(土)・21(日)	4/20(月)～5/25(月)	4	東金
第二種電気工事士(上期)技能試験対策	6/23(火)・30(火)・7/7(火)・14(火)	4/23(木)～5/26(火)	12	市原
第二種電気工事士(上期)技能試験対策	6/24(水)・7/1(水)・8(水)	4/24(金)～5/27(水)	12	船橋
技能検定2級普通旋盤作業 受検対策(実技)	6/25(木)・26(金)	4/24(金)～5/28(木)	5	船橋

【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 産業人材課 職業能力開発班

電話：043-223-2754

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/kunren/skillup/>



お申し込みは、電子
申請が便利です。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引き上げのご案内

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和8年7月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	令和8年7月1日以降
民間企業	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
国・地方公共団体等	2.8% ⇒	<u>3.0%</u>
都道府県等の教育委員会	2.7% ⇒	<u>2.9%</u>

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員40.0人以上から37.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 令和8年度分の障害者雇用納付金について

(※申告期間：令和9年4月1日から同年5月15日までの間)

令和8年6月以前については2.5%、

令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



【お問い合わせ先】

管轄のハローワーク

または、千葉労働局職業安定部職業対策課（電話：043-221-4392）

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

➤ 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- ② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係**で**労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

【お問い合わせ先】

千葉労働局総務部労働保険徴収課 電話：043-221-4317

高齢者の労働災害防止のための指針

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他必要な措置を講ずることが、事業者の努力義務に（令和8年4月1日～）

高齢者の労働災害防止のための指針



事業主が講ずべき措置(概要)

1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
 - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
 - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
 - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
 - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
 - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

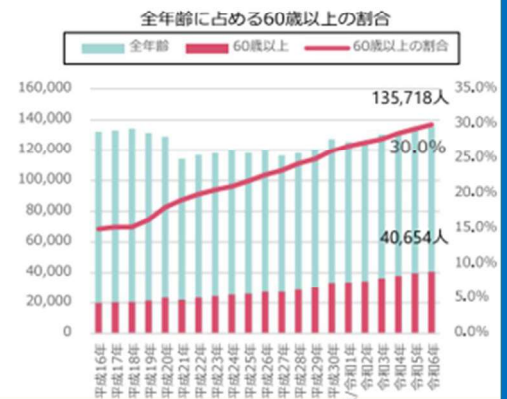
- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
 - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
 - ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
 - ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

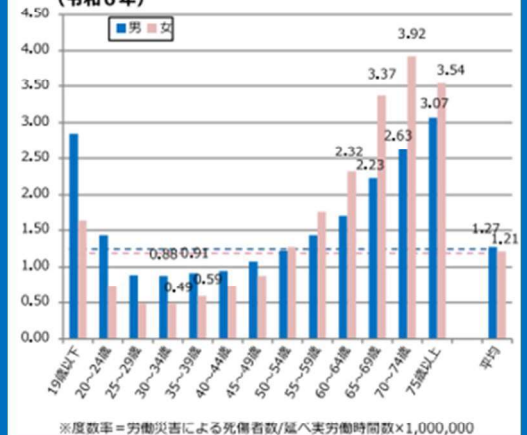
- **高齢者に対する教育**
 - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
 - ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

高齢者の労働災害 死傷者数 休業見込み期間 ともに増加

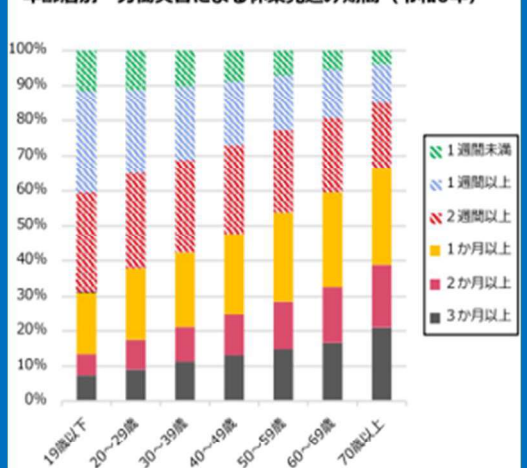
労働災害による死傷者数



年齢層別 労働災害発生率 (休業4日以上死傷度数率) (令和6年)



年齢層別 労働災害による休業見込み期間 (令和6年)



【お問い合わせ先】 千葉労働局 健康安全課 043-221-4312

全ての事業主の方へ

令和8年
4月から

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



イメージキャラクター
ちりょうさ

病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。



【お問い合わせ先】

千葉労働局 労働基準部 健康安全課

電話 043-221-4312

両立支援ホームページ（QRコード） →



千葉県労働委員会 令和7年活動状況

労働委員会は、公正・中立な立場で、働く方(労働者)と事業主(使用者)との間に生じたトラブルが早期解決するようお手伝いしています。職場において、当事者間で問題解決ができないときは、労働委員会の制度をご活用ください。

令和7年中の活動状況についてお知らせします。

1 不当労働行為事件の審査

使用者が不当労働行為を行ったとして、労働組合等が労働委員会に対し、救済の申立てを行う制度です。

取扱件数			終結状況	翌年への繰越し
前年からの繰越し	新規申立て	計		
11	2	13	4	9

- 新規申立ては2件で、前年からの繰越し11件を含めた13件のうち、4件が年内に終結し、9件は翌年への繰越しとなりました。

2 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で生じたトラブルの自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況				翌年への繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	計	
0	3	3	0	1	0	1	2

- 終結した1件の係属日数については、100日でした。
- 終結の状況は、打切りが1件であり、主な調整事項は、契約職員への賞与支給及び誠意ある団体交渉の実施となっています。

3 個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で生じたトラブルの自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況				翌年への繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	計	
1	7	8	5	1	0	6	2

- 終結した6件の係属日数については、最短61日、最長147日であり、平均係属日数は86.7日でした。
- 終結の状況は、解決が5件、打切りが1件、取下げが0件であり、主なあっせんを求める事項は、パワーハラスメント・嫌がらせに係るもの等となっています。

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課 (千葉県庁南庁舎7階)

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606

ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/toukeidata/futourou-tyousei-assenn.html>

